

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案 参照条文 目次

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	1
○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	2
○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	5
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	5
○行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	6
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	6
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	7
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	7

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機関は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機関が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過しては、当該の（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供することとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供することとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供することとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省

令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供することとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処

理に求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に

三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務

省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信する

ことによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県知事その他の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用

法第九条第一項の規定により個人番号を利用することである場合に限り、提供することとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以

外に通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用

外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができ、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができるときに限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができるときに限り、提供することとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に關する法律（平成十四年法律第五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものを利用することができる。

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第二条（定義） この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会
九 株式会社商工組合中央金庫

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金

二 定期積金

三 銀行法第二条第四項に規定する掛金

四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

五 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条

第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法

第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。）、「信用金庫法（昭和二十六年法律第二

百三十八号）第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第

三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）

（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八条の二第一項及び第七十三条第一項において「長

期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

4 3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

4 3（権限）

第十五条 この法律（第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。）で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なけれ

ばならない。

一（四）（略）

五 その他委員会が特に必要と認める事項

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次章第二節の規定による保険料の収納

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務

四 第六十九条の三の規定による資金の貸付け

五 第四章の規定による預金等債権の買取り

六 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務

七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務

八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務

九 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務

十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

十一 第二百二十七条若しくは第二百二十八条において準用する第六十九条の三又は第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による

資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り

十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定によ

る預金者表の提出その他これらの規定による業務

十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、

の健全性に応じてするものを除く。)をしないように定められなければならない。

3 5 (略)

(権限の委任)

第三百三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命
二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任
三 第三十条の規定による承認
四 その他政令で定めるもの

2 5 6 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 (略)

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 八 (略)

○農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)(抄)

第二条 (定義)

一 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 貯金(農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。)

二 定期積金

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)

四 農林債(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。

4 3 10 (略)

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)(抄)

第二条 (定義)

この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれ

があるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 4 (略)

○行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

第二条（定義）

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 5 11 (略)

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

第二条（定義）

この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 5 11 (略)

別表（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）

農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3・4 (略)

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

13 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報情報を提供するとき。

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供を提出するとき。

十一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号）から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四）第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

第二十条 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

別表第一（第九条関係）

一（十七）

（略）

（略）

十八 社会福祉法第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第一百条第一項に規定する社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

<p>都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）</p>	<p>十九（九十八）（略）</p>	<p>十九 都道府県知事</p>	<p>（略）</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表第二（第十九条、第二十一条関係）</p>				
<p>情報照会者</p>	<p>（略）</p>	<p>特定個人情報</p>	<p>事</p>	<p>（略）</p>
<p>百二十 都道府県知事</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事等 市町村長 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p>